

事務連絡
平成19年8月29日

都道府県
各 指定都市 老人福祉施設指導・監査担当者 殿
中核市

厚生労働省老健局計画課予算係

「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」の一部訂正について

平素は、老人福祉行政の推進に格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成19年7月6日付けで一部改正いたしました「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年3月10日老計第8号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）におきまして、一部の記述に誤りがあることが判明しましたので、下記の通り訂正いたします。

記

頁	段	行	誤	正
11	改正後	20	その他の事業活動外支出	その他の事業外支出
16	改正後	32	その他事業活動外支出	その他の事業活動外支出
31	改正後	23	その他の事業活動外支出	その他の事業外支出
45	改正後	16	その他事業活動外支出	その他の事業活動外支出
50	改正前	15	移行時特別積立金預金	移行時特別積立預金
50	改正後	15	移行時特別積立金預金	移行時特別積立預金
50	改正後	15	第3の8の(3)の預金をいう。	改正前の指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針の第3の8の(3)の預金をいう。
50	改正後	17	第3の8の(4)の預金をいう。	改正前の指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針の第3の(4)の預金をいう。
53	改正後	4	第3の8の(2)のアの(カ)の金額をいう。	改正前の指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針の第3の8の(2)のアの(カ)の金額をいう。